

東京都北区立滝野川小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改定

国の「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）」、東京都の「東京都いじめ防止対策推進条例 平成26年7月2日施行」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針 平成26年7月10日策定」、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】 平成29年3月17日」を踏まえた、「東京都北区いじめ防止基本方針 平成29年7月1日」により、東京都北区立滝野川小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けた取組、及びいじめ発生時の対応について以下のとおりとする。

I. 基本理念

いじめは全ての児童及び学校に起こりうるという事実を踏まえた上で、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われることがなくなるように取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめは許されない行為であることについて児童が十分理解できるように取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び教育委員会・警察等地域関係諸機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

II. いじめの未然防止 <いじめの禁止>

学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを徹底する。

教職員は、いじめは絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。お互いの人格を尊重し合える心の通う人間関係を構築する。

そのために、いじめに関する学級活動や道徳の授業を年3回実施する。

III. いじめの早期発見のための措置

児童のいじめの早期発見のため、次の取り組みを行う。

1. 学級指導及び児童への聞き取り等の実施・・・月1回（安全指導日）
2. アンケート調査の実施・・・6、11、2月に重点月間として全体で実施

し、結果を共有フォルダに保存する。また、年2回のQU調査を行う。

3. 生活指導連絡会・・・週1回（木曜日職員夕会時）

いじめに関わる事項が発生した場合は、児童名をあげて全体に報告する。

同時に、状況を共有フォルダに記録する。

4. 看護当番の巡視・・・登校時及び休み時間に校内外を巡視

いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに生活指導主任、学級担任に報告する。

5. 役割

① 学級担任及び専科教員

- ・日常の授業等において児童の様子を観察し、いじめに関わる初期兆候をいち早くつかむ。
- ・適宜、児童及び保護者と面談を実施し、いじめに関わる初期兆候を把握する。また、児童及び保護者からいじめの相談があった場合は、最優先な対応を行うとともに管理職に速やかに報告する。
- ・児童に学級生活満足度の調査を実施し、学級集団の親和性を把握するとともに支援群の児童等に対しては担任やスクールカウンセラーが個別に聞き取りを行う。

② 生活指導主任

いじめの早期発見のための取組に関して適切な指示を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに管理職に報告する。

③ 管理職

- ・学級担任及び生活指導主任からいじめに関わる相談・報告を受けた際は、的確な指示・指導を行うとともに、関係諸機関への連絡を速やかに報告する。
- ・必要に応じて「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめ問題の未然防止の取組やいじめに関わる状況を確認し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に取り組む。

④ 養護教諭

スクールカウンセラーと連携し、学級担任等からいじめに関わる報告・相談に対して的確な指示を出すとともに、児童及び保護者とスクールカウンセラーとの面談等を実施する。

6. スクールカウンセラーとの面接・・・対象 第5学年児童

いじめの相談をしやすい体制を整備する。

7. 研修会の実施・・・教職員に対し、インターネットを通じて行われるいじめを含め全てのいじめを防止するため、また児童のSOSを受け止め対応できるようにするために必要な研修を年3回行い、いじめ問題についての

理解を促す。

8. 調査結果の報告・・・いじめ防止に対して、学校・家庭・地域が連携して取り組めるよう、学校評議員等で報告する。
9. 自治的な活動・・・児童が自主的に行う活動の場を設定する。

IV. いじめ発生時の対策

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

1. 学級担任及び専科教員

- ・いじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置をとる。
- ・いじめ認知または、いじめの事実があると思われる段階において、当該児童及びその児童に関わる児童に対し面談等を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、当該児童の保護者及びその児童に関わる児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。

2. 生活指導主任

いじめを認知した際、養護教諭及び管理職に報告を行い、指示を受ける。また、各教員へ適切な指示を与える。

3. 養護教諭

生活指導主任からいじめ認知の報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るよう要請する。

4. 管理職

- ・いじめ認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ・必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめに関わる事項についての対応策を総合的に講じる。
- ・いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行い適切な対応を行う。

5. 学校だけでは対応できない重大事態が発生した場合

いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じたときや、欠席を余儀なくされたときは、重大事態と捉え、発生から7日以内に「学校いじめ対策委員会本部」を立ち上げ、北区教育委員会と連絡をとり、滝野川警察署、関係諸機関等と相談して対処する。

また、保護者とともに、学級担任やスクールカウンセラーにより、児童の心のケアを行う。

さらに、一連の事実および対応を時系列にまとめ、共有フォルダに保存する。全教員に周知し、再発防止、今後の未然防止に努める。

いじめ防止に対する校内体制

